

「慰安婦合意」 国家賠償請求訴訟

調停に代わる決定

(ソウル高等法院 2019年12月26日決定)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

ソウル高等法院

第 3 3 民事部 調停に代わる決定

事 件 2018 나 2036050 損害賠償(기)
原告, 控訴人 別紙原告目録 (略) 記載の通り
原告ら訴訟代理人 (略)
被告, 被控訴人 大韓民国
法律上の代表者 法務部副長官職務代行 法務部次官 キムオス 金浯洙
訴訟代理人 (略)

上記事件の公平な解決のため、当事者の利益、その他全ての事情を斟酌して次の通り決定する。

決定事項

1. 被告は 2015 年 12 月 28 日、韓日外交長官会談合意（以下「慰安婦合意」という）が歴史問題解決において確立された国際社会の普遍的原則に違背し被害者中心主義原則に反するものであり、上記合意により原告らが精神的苦痛を被った点を謙虚に認める。被告は慰安婦合意が日本軍慰安婦被害者問題の真正な解決になりえないことを明らかにして、今後被害者らの尊厳と名誉を回復するため対内外的努力を継続する。
2. 原告らは本件の訴を取り下げる。
3. 訴訟及び調停の総費用は各自の負担とする。

請求の表示

請求の趣旨

被告は原告らに各 100,000,000 ウォン及びこれに対する 2015 年 12 月 28 日から本件訴状副本送達の日まで年 5%、その翌日から支払済みまで年 15%の各割合による金員を支払え（亡 A の場合には別紙原告目録 9 ないし 11 により訴訟受継が行われた状態で請求の趣旨を変更することなく調停手続きが進行した）。

請求原因

別紙記載の通り

2019 年 12 月 26 日.

裁判長判事 キョンジョン Chol 堅種哲
判事 チョンヒョジュ 全休在
判事 イウイヨン 李宜瑛

※ この決定書正本の送達を受けた日から2週間以内に異議を申請しない場合には、この決定は裁判上の和解と同様の効力を有し、裁判上の和解は確定判決と同一の効力があります。

(別紙)

請求原因

1. 基礎事実

ア 原告らの地位

- 1) 別紙原告目録の原告 1、2、4～8 及び亡A、亡Bは 1932 年頃から 1945 年頃まで日帝によって動員され、中国、東南アジアなどに設置された日本軍慰安所で日本軍兵士などのために強制的に性行為をさせられた日本軍慰安婦被害者である（日帝下日本軍慰安婦被害者の保護・支援及び記念事業等に関する法律第 2 条第 1 号参照）。
- 2) 本件の訴訟進行中に、亡Aは 2019 年 1 月 28 日、亡Bは 2017 年 4 月 4 日に各死亡し、当裁判所で相続人によって訴訟受継が行われた。

イ 「大韓民国と日本の間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」などの締結

- 1) 1945 年 8 月 15 日に太平洋戦争が終結し、連合国と日本は 1951 年 9 月 8 日、米国のサンフランシスコで戦後賠償問題を解決するために対日平和条約を締結した。上記条約第 4 条 (a) 項は、「被告を含む、上記条約第 2 条に規定された地域に存在する日本及びその国民の財産、そして、上記の地域の統治当局及びその国民に対する請求権と日本に存在する上記地域の統治当局及びその国民所有の財産、そして上記の地域の統治当局及びその国民の日本および日本国民に対する請求権の処理は、日本と上記地域の統治当局間の特別協定が規定するところに従う」と定めた。
- 2) 上記条約第 4 条 (a) 項の趣旨に基づいて、被告と日本は 1965 年 6 月 22 日、「国交正常化のための大韓民国と日本の間の基本的な関係に関する条約」とその付属協定の一つとして「大韓民国と日本の間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（条約第 172 号、1965 年 12 月 18 日発効、以下「本件請求権協定」という）等を締結した。
- 3) 本件請求権協定は第 1 条で「日本が被告に 10 年間にわたり米貨 3 億ドルを無償で提供し米貨 2 億ドルの借款を行うことにする」と定めるとともに第 2 条と第 3 条で各々次のように定めた。

第二条

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951 年 9 月 8 日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

（a）一方の締約国の国民で 1947 年 8 月 15 日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて 1945 年 8 月 15 日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 2 の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第三条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1 の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から 30 日の期間内に各締約国政府が任命する各 1 人の仲裁委員と、こうして選定された 2 人の仲裁委員が当該期間の後の 30 日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその 2 人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが 30 日の期間内に選定する国の政府が指名する各 1 人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

ウ 日本軍慰安婦問題の提起と進行など

- 1) 1990 年 11 月 16 日、韓国挺身隊問題対策協議会（以下、「挺隊協」という）の発足と 1991 年 8 月頃日本軍慰安婦被害者である^{キムヘクスン}金学順の公開記者会見を通じて、日本軍慰安婦被害者問題が本格的に提起された。
- 2) 日本は 1992 年 7 月頃、日本軍慰安婦問題に対する政府の関与は認めたが、強制連行を立証する資料はないという第 1 次調査の結果を公表し、1993 年 8 月 4 日に第 2 回政府調査結果とともに日本軍と官憲の関与と徴集・使役における強制を認め、問題の本質が重大な人権侵害だったことを承認し謝罪する内容の河野官房長官の談話を発表した。
- 3) 被告は 1993 年 6 月 11 日、「日帝下日本軍慰安婦に対する生活安定支援法（法律第 4565 号）」を制定し、日本軍慰安婦被害者への生活支援金の支給を始めたが、日本は日本軍慰安婦被害者らへの補償は本件請求権協定ですべて解決済みの状態なので、新たに法的措置をとることができないという立場を固守しつつ、1994 年 8 月 31 日、日本軍慰安婦被害者の名誉と尊厳毀損に対する道義的な責任により人道的見地から個別的な慰労金や定着金を支給することは可能であり、政府レベルではなく、民間レベルでのアジアの女性発展基金の設立などを模索するという立場を明らかにした。

- 4) 一方、金学順など日本軍慰安婦被害者たちは、1991年12月6日に日本に対してアジア太平洋戦争犠牲者補償請求訴訟を始めたが、2004年11月29日に最高裁で上告が棄却されて敗訴した。上記の訴訟の過程で、控訴審である東京高等裁判所は、日本軍慰安婦被害者が不法行為等に基づく損害賠償債権を取得した可能性があるが、これは本件請求権協定第2条第3項の財産、権利及び利益に該当し、全て消滅したと判示した。また、1992年12月25日に提起された釜山軍隊性奴隷女性勤労挺身隊公式謝罪等請求訴訟でも1審で一部勝訴したが、控訴審で破棄され、最高裁で2003年3月25日に上告不受理決定が下された。さらに、宋神道^{ソンジンド}など日本軍慰安婦被害者らが1993年4月5日に提起した軍隊性奴隷謝罪補償訴訟も2003年3月28日、最高裁判所で最終的に棄却されて終結した。
 - 5) 被告は国務総理を共同委員長として外交通商部長官を政府委員とする「民官共同委員会」の2005年8月26日決定を通じて、本件請求権協定はサンフランシスコ条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題などのような日本など国家権力が関与した「反人道的不法行為」については本件請求権協定によって解決されたものと見ることができないので、日本の法的責任が認められる立場を明らかにした。
 - 6) しかし、日本は2008年の国連人権理事会の定期検討会議において慰安婦問題の解決を促す各国の勧告と質疑を含んだ実務グループ報告書などの正式採択に反対し、①河野談話を通じたお詫び、②本件請求権協定を通じた法的問題の解決、③アジア女性基金の活動などを通じ、日本軍慰安婦関連問題が完結したと主張した。
- エ 日本軍慰安婦被害者に関する憲法訴願審判決定
- 1) 日本軍慰安婦被害者たちは、日本に対する日本軍慰安婦としての賠償請求権について、日本は本件請求権協定第2条第1項によりすべて消滅したと主張して賠償を拒否しており、被告は上記請求権は本件請求権協定によって解決されたものではないという立場であるから、韓日両国間にこれに関する解釈上の紛争が存在するので、被告傘下の外交通商部長官としては、本件請求権協定第3条が定めた手続きに従って上記のような解釈上の紛争を解決するための措置を取る義務があるのに、これを全く履行していないと主張し、2006年7月5日、これらの不作為が請求人らの基本権を侵害して違憲であるという確認を求める憲法訴願審判を請求した。
 - 2) これに対して憲法裁判所は、2011年8月30日宣告 2006 헌마 788 の決定で「請求人らが日本に対して有する日本軍慰安婦としての賠償請求権が本件請求権協定第2条第1項によって消滅したか否かに関する韓日両国間の解釈上の紛争を、上記協定第3条が定めた手続きに従って解決しないでいる外交通商部長官の不作為が違憲である」と判断したが（以下「本件違憲決定」という）、その具体的な理由の要旨は次のとおりである。

憲法前文、第2条第2項、第10条と本件請求権協定第3条の文言に照らしてみると、外交通商部長官が上記協定第3条の規定により紛争解決の手續きに進む義務は、日本により恣行された組織的かつ持続的不法行為によって人間の尊厳と価値を深刻に毀損された自国民らが賠償請求権を実現するように協力して保護すべき憲法的要請によるものであり、その義務の履行がなければ請求人らの基本権が重大な侵害を受ける可能性があるので、外交通商部長官の作為義務は憲法に由来する作為義務として、それが法令に具体的に規定されている場合であると言うことができる。

日本によって広く恣行された反人道的犯罪行為に対して日本軍慰安婦被害者らが日本に対して有する賠償請求権は、憲法上保障されている財産権であるだけでなく、その賠償請求権の実現は無慈悲に継続的に侵害された人間としての尊厳と価値及び身体的自由を事後的に回復するという意味を持つものであるから、外交通商部長官の不作為によって侵害される基本権は非常に重大である。また、日本軍慰安婦被害者はすべて高齢であり、これ以上時間が遅滞した場合、日本軍慰安婦被害者の賠償請求権を実現することにより歴史的正義を正しく打ち立てて侵害された人間の尊厳と価値を回復することは永遠に不可能になる可能性があるので、基本権侵害の救済の切迫性が認められ、本件請求権協定の締結経緯とその前後の状況、一連の国内外的な動きを総合してみると、救済の可能性が決して小さいと言うことはできない。

以上のような点を総合すると、結局、本件請求権協定第3条による紛争解決手續に進むことだけが国家機関の基本権羈束性にふさわしい裁量権行使というべきであり、外交通商部長官の不作為により請求人らに重大な基本権の侵害を招来したというべきなので、これは憲法に違反する。

オ 本件違憲決定以降の被告の措置等

- 1) 被告は2011年9月14日、本件違憲決定の後続措置のため、外交通商部内に北東アジア局長などで構成された「韓日請求権協定対策タスクフォース(TF)」を設置し、2011年10月7日、韓日関係及び国際法の専門家で構成された「TF諮問団」を設置した。
- 2) 本件違憲決定以降、被告傘下の外交通商部所属北東アジア局長は2011年9月15日、駐韓日本大使館総括公使に「日本軍慰安婦の賠償請求権が本件請求権協定によって消滅したか否かについて議論するために、本件請求権協定第3条の規定に従い近日中に韓日外交当局間協議を開催することを希望する」という内容の口上書を、同所属北東アジア一課長は2011年11月15日、駐韓日本大使館参事官に「日本軍慰安婦問題解決の緊急性などを考慮して、日本が本件請求権協定第3条の規定にしたがい外交当局間協議の開催提案に速やかに応えるよう促す」という内容の口上書を各々伝達した。上記のような被告の措置にも、日本は上記解釈紛争解決のための両国協議の提案等について明示的、積極的な対応を示さなかった。
- 3) 一方被告の大統領は2012年11月8日頃から2015年11月2日頃まで約12回にわたり韓日首脳会談などで日本軍慰安婦問題に言及し、これに対する日本側の解決策の策定などを要請し、被告傘下の外交通商部は2012年8月29日頃から2015年

8月30日頃まで約7回にわたって日本軍慰安婦被害者問題についての立場を表明し、日本側にこれについての解決を促す内容の声明を発表し、被告の外交通商部長・次官は2011年9月25日頃から2014年4月17日頃まで約9回にわたって韓日長・次官級会談などで日本軍慰安婦問題の解決策の策定を促した。

- 4) 被告所属公務員は2011年10月11日から2014年9月25日まで約11回にわたって、国連総会などの国際舞台での発言を通じて、日本軍慰安婦問題は戦争犯罪および人道に反する犯罪に該当すると言える事案であり、本件請求権協定によって解決されたとは言えず、日本の責任が残っていることを確認し、日本側に日本軍慰安婦被害者らが納得できるだけの責任ある措置を促すなど、国際社会の世論を喚起した。

カ 被告と日本の間の2015年12月28日慰安婦合意締結の経緯など

- 1) 2014年3月25日にオランダのハーグで開かれた日米韓首脳会談を契機に韓日間日本軍慰安婦問題の解決のための局長級協議が2014年4月16日から開始され、下記の表記載の通り、被告側と日本側の協議が続くことになった。

日付	内容
2014. 4. 16	日本軍慰安婦被害者問題に関する第1回韓日局長級会議
2014. 5. 15	日本軍慰安婦被害者問題に関する第2回韓日局長級会議
2014. 7. 23	日本軍慰安婦被害者問題に関する第3回韓日局長級会議
2014. 8. 3	非公開韓日局長級会議
2014. 8. 9	韓日外交長官会議
2014. 9. 19	日本軍慰安婦被害者問題に関する第4回韓日局長級会議
2014. 11. 27	日本軍慰安婦被害者問題に関する第5回韓日局長級会議
2014. 12. 22	非公開韓日局長級会議
2015. 1. 19	日本軍慰安婦被害者問題に関する第6回韓日局長級会議
2015. 3. 16	日本軍慰安婦被害者問題に関する第7回韓日局長級会議
2015. 6. 11	日本軍慰安婦被害者問題に関する第8回韓日局長級会議
2015. 9. 18	日本軍慰安婦被害者問題に関する第9回韓日局長級会議
2015. 11. 2	韓日首脳会談
2015. 11. 11	日本軍慰安婦被害者問題に関する第10回韓日局長級会議
2015. 12. 15	日本軍慰安婦被害者問題に関する第11回韓日局長級会議
2015. 12. 27	日本軍慰安婦被害者問題に関する第12回韓日局長級会議

- 2) 一方、上記のように局長級協議が開始された後、被告と日本が基本的な立場を繰り返すのみで交渉に進展がなくなると、被告と日本では交渉代表のクラスを高め、首脳と直接意思疎通ができる高位級非公開協議が必要だという意見が出てきた。これに対し被告は2014年の終わりがら高位級協議を並行して推進する方針を定め、この時から交渉の中心が高位級非公開協議に移された。被告の大統領指示により国家情

報院長や大統領秘書室長である李丙珩^{イピョンギ}が被告側の代表となり、日本側は国家安全保障会議事務局長が代表となった。

第1回高位級協議は2015年2月頃開かれ、2015年12月23日頃まで8回にわたって協議が行われた。

- 3) その後、被告の外交通商部長官（尹炳世^{ユンピョンセ}）と日本の外務大臣（岸田文雄）は、2015年12月28日、下記の表に記載のような内容で合意し、「韓日外相会談共同記者会見」でこれを公表した（以下、「本件慰安婦合意」と言う）。上記の記者会見は、両国政府を代表する外交長官が公開的な内・外信共同記者会見を通じて両国の国民と国際社会が見守る中で公式的立場で発表したものであり、別途に合意を文書化しなかった。

日本側表明事項	被告側表明事項
1) 慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳に深い傷を負わせた問題であり、このような観点から日本政府は責任を痛感する。安倍総理は日本国内閣総理大臣として、改めて慰安婦として多くの苦痛を経験して心身にわたり癒し難い傷を受けたすべての方に対して心からの謝罪と反省の気持ちを表明する。	1) 韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの措置を評価し、日本側が表明した2)の措置を着実に実施することを前提に、今回の発表により、日本政府と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は、日本政府が実施する措置に協力する。
2) 日本政府は、日本政府の予算によりすべての慰安婦の方々の心の傷を癒すための措置を講じる。具体的には、大韓民国政府が慰安婦の方々の支援を目的とする財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括拠出し、日韓両国政府が協力して、すべての慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復と心の傷を癒すための事業を行うこととする。	2) 韓国政府は、日本政府が駐韓日本大使館前の少女像について公館の安寧・威厳維持という観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても可能な対応の方向性についての関連団体との協議などを通じて適切に解決されるように努力する。
3) 日本政府は、上記2)の措置を着実に実施することを前提に慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。また、日本政府は、韓国政府と共に今後国連など国際社会で同問題について相互に非難・批判することを自制する。	3) 韓国政府は、今回日本政府が表明した措置が着実に実施されることを前提に、日本政府と共に、今後、国連など国際社会で同問題について相互に非難・批判することを自制する。

- 4) 一方、本件慰安婦合意に関連して外相共同記者会見の発表内容以外に、①挺対協など被害者関連団体説得、②駐韓日本大使館前少女像、③第三国の祈念碑、④「性奴隷 (Sexual Slavery)」の表現等に関する非公開事項があったが、その具体的な内容

は次のとおりである。

日本側言及事項	被告側言及事項
<p>1) 今回の発表により慰安婦問題は、最終的かつ不可逆的に解決されるものであるから、挺対協など各種団体などが不満を表明した場合にも、被告としてはこれに同調せず説得してほしい。駐韓日本大使館前の少女像をどのように移転するのか、具体的な被告の計画を聞きたい。</p>	<p>1) 被告は、日本が表明した措置の着実な実施が行われることを前提に、今回の発表により日本軍慰安婦被害者問題は最終的かつ不可逆的に解決されるものであることを確認し、関連団体などの異見表明がある場合、被告としては説得のために努力する。被告は日本が駐韓日本大使館前の少女像について公館の安寧・威厳の維持という観点から懸念していることを認知し、被告としても可能な対応方向についての関連団体との協議などを通じ、適切に解決されるように努力する。</p>
<p>2) 第三国における慰安婦関連の像・碑の設置については、このような動きは、諸外国で各民族が平和と調和の中で共生することを希望している中で、適切でないものとする。</p>	<p>2) 第三国での日本軍慰安婦被害者関連石碑・像の設置問題について被告が関与するものではないが、今回の発表により被告としてもこのような動きを支援することなく、今後韓日関係が健全に発展することができるように努力する。</p>
<p>3) 被告は今後「性奴隷」という単語を使用しないことを希望する。</p>	<p>3) 被告はこの問題についての公式名称は「日本軍慰安婦被害者問題」のみであることを再度確認する。</p>

キ 本件慰安婦合意以後の日本の立場など

- 1) 上記の記者会見直後の 17:47 頃から 18:00 頃まで、朴槿恵大統領は日本安倍総理から電話を受けて慰安婦交渉妥結について意見を交換したが、日本の外務省のホームページには「日韓首脳電話会談」というタイトルで上記の電話首脳会談の概要が掲載され、本件慰安婦合意の内容にはなかった「韓日間の財産請求権の問題は本件請求権協定で最終的に完全に解決されたというわが国の立場に変わりはなく」という安倍首相の発言があったと記載されている。
- 2) 本件慰安婦合意発表後、安倍首相は 2015 年 1 月 7 日の日本の衆議院本会議及び 2016 年 1 月 18 日の日本の参院予算委員会で、「日韓間の財産、請求権の問題については、本件請求権協定により法的には完全かつ最終的に解決を終えたということが日本の一貫した立場であり、本件慰安婦合意でもこの立場は少しも変わらない。日本軍慰安婦を戦争犯罪に該当するものと認めたのではない。日本が認めた軍の関与は、慰安所設置・衛生管理を含む管理・慰安婦移送については日本軍が直接・間接的に関与したというものであり、慰安婦募集は軍の要請を受けた事業者が主に行っ

たという点は以前から言われてきた。これまで被告が発見した資料中に軍と官憲による「強制連行」を直接示す記述は発見されなかったことを2007年に閣議で決定し、この立場にはいかなる変化もない。いずれにせよ重要なことは、本件慰安婦合意がこれまでの慰安婦問題への対応と決定的に違いがあることとして、歴史上初めて日韓両国政府が一つになって慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した点である」と発言した。

2.原告らの主張の要旨

- ア 本件違憲決定に基づき、被告は「本件請求権協定により日本軍慰安婦被害者らの日本に対する賠償請求権が消滅したか否かについての解釈上の紛争を避けるため、本件請求権協定第3条の紛争解決手続きに進む義務」があるにも関わらずこれを履行せず、日本との間で日本軍慰安婦問題が「最終的かつ不可逆的に解決」されたという内容の本件慰安婦合意を行って上記の義務を履行しない不作為状態を継続させ、このような状態を除去する後続措置も取らずにいる。
- イ 被告には、日本軍慰安婦被害者らが日本軍慰安婦問題に関する日本の責任を確認し、それによる損害賠償を受けることによって毀損された人間の尊厳を回復できるように協力し、保護べき外交的保護権を行使しなければならない義務がある。それにも関わらず被告は日本との間に内容的および手続的な問題のある本件慰安婦合意を行うなど、下記のように、外交的保護権を行使する義務に違反した。
- 1) 被告は日本との間に日本軍慰安婦問題が「最終的かつ不可逆的に解決」されたという内容の本件慰安婦合意を行って、原告らが日本に対して有する賠償請求権の行使を著しく妨害し、上記の請求権の行使に深刻な障がいをもたらした。
 - 2) 被告は本件慰安婦合意のための日本との協議の過程で、日本軍慰安婦被害者の意見を十分に集約しないまま本件慰安婦合意をした。
 - 3) 本件慰安婦合意は日本軍慰安婦被害者の基本権制限に関する事項を含んでいるから、法律留保と議会留保の原則に従い国会の同意が必要であるにもかかわらず、被告は国会の同意を得ずに本件慰安婦合意を行った。
 - 4) 本件慰安婦合意は口頭合意形式で締結され、被告と日本が発表した内容と各国のホームページに掲載された内容も一致していないにもかかわらず、被告は日本軍慰安婦被害者らに本件慰安婦合意の内容を明確に説明せず、関連情報を公開しなかった。
 - 5) 関連団体説得、少女像、第三国祈念碑、性奴隷の表現の使用などの問題は、日本軍慰安婦問題の解決に重要な事項に該当するものであって非公開に合意できる対象ではないにもかかわらず、被告はこれに関する非公開合意を締結した。その後被告は少女像などの問題について公開された内容以外に合意したものはないという趣旨の答弁を行い、関連団体説得、第三国祈念碑、性奴隷の表現に関する非公開合意内容があるという事実を述べなかった。
 - 6) 本件慰安婦合意後、被告（青瓦台）は被告傘下の女性家族部において日本軍慰安婦

記録物ユネスコ世界記録遺産登載事業を支援せず、本件慰安婦合意に反対声明を行ったという理由で日本軍慰安婦国外資料調査事業への特定の教授の参加を排除するなど、日本軍慰安婦被害者らの権利救済のために努力する活動を制限した。

ウ 被告の上記のような行為により原告らは精神的損害を被ったので、被告は国家賠償責任に基づく損害賠償として、原告らに慰謝料 1 億ウォンとこれに対する遅延損害金を支払う義務がある。